## 木造建築物耐震性能判定会手続き手順

判定申込書提出 発注者(行政)又は受託者(設計事務所等) ※押印された物を事務局(事務協・設監)に FAX する 【申込用紙は各事務局に有り】 登録:議案番号 担当事務局が作成 ※ 担当事務局より申込者に連絡される WG で受託者と検討する 打合せ議事録作成 ※ WG は学識経験者1名+担当幹事2名以上で行う ※ 原則として2回以上の打合せを行う 判定会にかける手順 下記を原則とする 1. 判定会にかけて良いかどうかの承認を協会幹事が行い、 事務局に連絡する(判定会の10日前) 2. 事務局にて判定会議案一覧を作成する 3. 受託者に事務局より判定会日時を通知する 4. 判定会5日前までに判定委員に議案一覧を送付 判 定 会 学識経験者2名以上 協会幹事6名のうち2名以上出席 受注者 は 発注者 に判定会出席の依頼をする。 (設計事務所) (行政) 判定会議事録作成後、担当書記が議事録を確認する FAXにて可 修正済報告書と議事録に担当幹事印をもらう ※判定票コメント文の案も事前作成のこと 事務局に判定票提出 次回判定会にて確認印 委員長印、(坂本先生)